

## 「権利制限の一般規定」に対する意見

2010年8月5日  
一般社団法人 日本音楽著作権協会

## 制度導入に対する意見

- ◆ 導入の前提となる社会的な混乱が生じている等の立法事実は存在しない。
- ◆ 著作権法に新たな考え方を持ち込む改正にもかかわらず、権利者と利用者の意見の隔たりが大きい。
- ◆ 条文のイメージが示されていないので、立法化されたときに予想以上に制限の範囲が拡大されてしまうのではないかとの懸念がある。

## 具体的な類型に対する意見

- ◆ A類型は、仮に問題が生じているとしても個別権利制限規定で対応すべきである。
- ◆ B類型は、契約により対応が可能である。仮に問題が生じているとしても個別権利制限規定で対応すべきである。
- ◆ C類型は、判断基準が曖昧であり、拡大解釈されるおそれがあるので、具体的な事例を示した上で検討すべきである。

## 制度が導入された場合

- ◆ 居直り侵害者や、権利制限の対象であるとの勝手な判断、思い込みによる侵害行為に対して、民事・刑事両面で法的措置をとらざるを得ず、権利者の負担の増大が懸念される。

平成 22 年 8 月 5 日

著作権分科会法制問題小委員会 御中

社団法人日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター  
一般社団法人日本レコード協会  
社団法人日本音楽事業者協会

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対する意見書

1. 導入の必要性について

「中間まとめ」に示された「権利制限の一般規定」導入の必要性については十分な検証が必要であり、その検証がなされないまま「権利制限の一般規定」を導入することには反対である。

2. 提示された利用類型について

(1) A 類型について

①定義にある「その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できる」とは、何を基準に「軽微」というのかを明確にすべきである（この点は B 類型も同じである）。個々の利用行為を見ると権利者への影響が軽微と判断されたとしてもそのような利用行為が累積することにより社会全体からみて軽微といえない場合もありうると考える。

②「写りこみ」を権利制限の対象とすることには一定の理由があると考えられるが、現行法の解釈等で十分対応可能と考えられる。また現実には「写りこみ」について法改正が必要なほどの問題が生じているとは考えられない。しかし、仮に形式的違法性を解消することを目的として法改正を行う場合には、個別権利制限規定の導入で対応すべきある。なお、著作物の意図的な利用である「写しこみ」を権利制限の対象とすることは適当でない。

(2) B 類型について

①そもそも「権利者に特段の不利益を及ぼしていない利用」であるということのみでは権利制限を正当化する理由とはなりえない（この点は C 類型も同じである）。著作物等の利用は権利者からの許諾を得て利用することが大原則であり、不利益を及ぼすかどうかは第一義的には権利者が判断できるようにすべきであるし、仮に現在行っている利用に対する不利益がないとしても、得べかりし利益の喪失が認められる場合もあるからである。

②また、A 類型と同様、定義にある「その利用が質的又は量的に社会通念上軽微である

と評価できる」とは、何を基準に軽微というのかを明確にすべきである。個々の利用行為を見ると権利者への影響が軽微と判断されるとしてもそのような利用行為が累積することにより社会全体からみて軽微といえない場合もありうると思う。

③具体的に挙げられている法 38 条 1 項に基づく非営利無償の音楽演奏のための複製の事例については利用許諾を行っている事例があり、これを否定してまで権利制限を行うことは適当ではない。また、この事例において複製権を新たに権利制限の対象とすることは法 30 条の私的複製の範囲を現在より拡大することとなるが、私的録音録画補償金制度も形骸化し権利者に対価の還元がなされていない私的複製の範囲をこれ以上拡大することに反対である。しかし、仮に上記事例についても権利制限の対象とされる場合は、少なくとも「当該複製物の目的外使用の禁止」とともに「使用後の当該複製物の廃棄」を義務付けることが必要である。

### (3) C 類型について

そもそも「権利者に特段の不利益を及ぼしていない利用」であるということのみでは権利制限を正当化する理由とはなりえない上、C 類型は非常に定義が抽象的であり適用範囲や判断基準が不明確で拡大解釈の虞がある。例えば、「音質の検証」の名目での公衆に対する CD 演奏及びそのための複製を許容するべきではない。

## 3. その他

インターネット上における正規の著作物等の流通を大きく上回る違法な著作物等の流通の現状を見れば、「権利制限の一般規定」導入によりいわゆる「居直り侵害者」が蔓延する虞が高いと考えられるので、「権利制限の一般規定」を導入するべきではない。

仮に何らかの一般規定を導入する場合には、①規定の要件や趣旨を可能な限り明確にし、国際条約に反するような場合についてまで権利制限規定が適用されることがないように、権利制限を行う場合における国際条約上のルールである「スリー・ステップ・テスト」の要件そのものを条文上に明記すべきであり、かつ、②権利者と利用者間の公平の観点から、制度導入による権利者の権利行使の大幅な負担を軽減するため、少なくとも法定損害賠償制度の創設を同時に行うべきである。

以上